

第3節 監査対象の検討

I 自治体の資産

1 概要

(1) 分類

自治体の資産については、地方自治法第2編第9章第9節に、「財産」として定められている。分類は次のとおりであり、それぞれに内容や管理方法が規定されている。

| | | | |
|------|--|------|------|
| 公有財産 | | 行政財産 | 普通財産 |
| 1 | 不動産 | | |
| 2 | 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機 | | |
| 3 | 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 | | |
| 4 | 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 | | |
| 5 | 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 | | |
| 6 | 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 | | |
| 7 | 出資による権利 | | |
| 8 | 財産の信託の受益権 | | |
| 物品 | | | |
| 債権 | | | |
| 基金 | | | |

公有財産は、行政財産と普通財産に区分される。

このうち、行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産とされ、自治体の政策実現のために必要な資産として維持管理されるものであるため、貸付けや処分などに制限を設けている。

資産全体に占める割合は、圧倒的に行政財産が多い。

これに対し、普通財産は、行政財産以外の一切の資産であり、民間と同じように「貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」とされている。

とはいえ、自治体の財産は共通して、地方財政法第8条に「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とされ、普通財産であっても、漫然と所有したり、有用性が低い状態が許容されるわけではない。

公有財産のうち、1～3は、未利用の土地などを除き、公共施設として利用されるものが多い。

(2) 台帳

公有財産の管理に関して、伊達市は伊達市公有財産管理規則を定めているが、財産全般にわたり、この規則どおりに管理されているわけではない。

特に建物の登記と、台帳整備については、部署によって、また、時期によって管理状況に差があり、当初の記録はあっても、その後の情報整理ができていないものもある。

伊達市では、土地と建物の財産台帳を、スプレッドシートに入力しつつあるが、元々の情報が収

集できない財産は、作成が困難である。

台帳管理システムのようなソフトウェアの導入も検討が望まれる。

情報整理にあたっては、公有財産台帳と目的は異なるものの、公会計を先行的に導入している東京都の「固定資産台帳整備の基本手順(平成 25 年5月 東京都会計制度改革委員会)」も参考になる。これは、道路や橋梁などのインフラの評価を主たる課題としているが、公有財産台帳は、道路については調製を要しないとはいえ、工作物についての評価方法も記載されている。

しかし、最初に行うべきことは資産の洗い出しであり、これは過去の資料や登記などを調べていくことになる。

II 債権

1 概要

(1) 対象

債権とは、一般的には特定の相手(債務者)に対して給付を要求できる権利とされているが、自治体の債権は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」(地方自治法第 240 条第 1 項)とされ、「その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」(同第 2 項)。一方、第 3 項では、債務者が無資力である等の場合、「その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。」としている。

また、第 4 項では、地方税、過料、電子記録債権、預金、歳入歳出外現金、寄附金、基金を対象外としている。

このように、自治体は、債権を金銭で回収することによる資産保全を行わなければならない。

(2) 種類

1) 法律上の分類

自治体の債権には、私債権のほか、行政を担当する公的団体特有の公債権があり、公債権は督促手数料の請求が可能であり、不服申立てや時効の取扱いなども私債権とは異なるが、債権によっては、公債権か私債権かの区分などが明確ではないものもある。

公債権のうち、税などには、法令の規定により強制徴収が認められているものがあり、これらは強制徴収公債権と位置付けられる。

発生の把握から回収、回収困難部分の処理まで、それぞれの性質の違いに対応した処理手続きを構築する必要がある。

出典：財団法人東京市町村自治調査会「自治体の債権管理に関する調査報告書」など